

四半期報告書

(第43期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社ナナオ

石川県白山市下柏野町153番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	9
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	10
2 株価の推移	10
3 役員の状況	10

第5 経理の状況	11
----------	----

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書	14
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	15
2 その他	19

第二部 提出会社の保証会社等の情報	19
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 北陸財務局長
【提出日】 平成21年8月12日
【四半期会計期間】 第43期第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）
【会社名】 株式会社ナナオ
【英訳名】 EIZO NANAOK CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 実盛 祥隆
【本店の所在の場所】 石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】 076 (275) 4121
【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 秋常 樹一郎
【最寄りの連絡場所】 石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】 076 (275) 4121
【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 秋常 樹一郎
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 前第1四半期 連結累計(会計)期間	第43期 当第1四半期 連結累計(会計)期間	第42期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (百万円)	16,719	21,017	74,522
経常利益 (百万円)	629	3,169	4,244
四半期(当期)純利益 (百万円)	178	2,050	682
純資産額 (百万円)	54,342	53,088	50,689
総資産額 (百万円)	73,348	69,622	65,620
1株当たり純資産額 (円)	2,434.55	2,378.39	2,270.88
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	7.89	91.85	30.47
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.1	76.3	77.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,001	10,664	3,648
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△30	1,209	△3,819
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,906	△670	△2,798
現金及び現金同等物の四半期 期末(期末)残高 (百万円)	9,266	21,134	9,887
従業員数 (人)	1,436	1,473	1,460

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数であります。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (人)	1,473 [254]
----------	-------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 臨時従業員数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、派遣社員）は、〔 〕に当第1四半期連結会計期間における臨時従業員数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (人)	748 [81]
----------	----------

(注) 1. 従業員数には役員は含めておりません。

2. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

3. 臨時従業員数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、派遣社員）は、〔 〕に当第1四半期会計期間における臨時従業員数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
コンピュータ用モニター	6,787	55.2
アミューズメント用モニター	12,366	292.8
その他	448	89.8
合計	19,602	115.2

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注高及び受注残高を品目別に示すと、次のとおりであります。なお、コンピュータ用モニター及びその他は見込生産を行っております。

品目	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
アミューズメント用モニター	13,829	194.9	1,909
			40.7

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
コンピュータ用モニター	7,510	65.0
アミューズメント用モニター	11,970	362.8
その他	1,537	82.0
合計	21,017	125.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額 (百万円)	総販売実績に対する割合（%）	金額 (百万円)	総販売実績に対する割合（%）
株式会社ジェイ・ティ	4,196	25.1	12,344	58.7
AVNET Technology Solutions GmbH	2,822	16.9	—	—

2. AVNET Technology Solutions GmbHは当第1四半期連結会計期間における販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満となりましたので、当第1四半期連結会計期間における販売実績の記載を省略しております。

3. 上表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、企業の在庫調整が進み輸出や生産がやや持ち直し、景気は底入れしつつありますが、雇用・所得環境は依然厳しく、景気は先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するモニター関連市場は、景気の悪化により市場環境は厳しい状況が続いており、新たな需要を創出するために環境に配慮した製品や、利用スタイルの多様化に合わせた製品開発が求められております。

このような状況下、コンピュータ用モニターにおいては、在庫調整は終息の兆しがあるものの、実需の回復には時間を要する見込みで、販売は低調に推移しました。一方、アミューズメント用モニターは、当第1四半期より販売を開始した新機種が好調に推移しました。この結果、全体の売上高は、21,017百万円（前年同期比25.7%増）となりました。

利益面については、アミューズメント用モニターの増収に加え、不要不急経費の削減、のれん償却費負担の減少に伴い販売費及び一般管理費が減少したこと等により、営業利益は2,972百万円（同642.6%増）、経常利益は3,169百万円（同403.9%増）、四半期純利益は2,050百万円（同1,050.8%増）となりました。

製品別売上高の状況は以下のとおりです。

コンピュータ用モニターの売上高は、7,510百万円（前年同期比35.0%減）となりました。主に、汎用モニターにおいて、経済環境の悪化による設備投資需要の落ち込みにより、販売が低調に推移したことによります。

アミューズメント用モニターの売上高は、当第1四半期より販売を開始した新機種が好調に推移したことにより、11,970百万円（同262.8%増）となりました。

その他の売上高は、主に周辺機器やゲームソフトの販売が順調でしたが、保守サービス関係の売上が減少したことにより、1,537百万円（同18.0%減）となりました。

また、当第1四半期連結会計期間における所在地別セグメントの業績は次のとおりです。

日本

日本は、コンピュータ用モニターにおいては在庫調整は終息の兆しがあるものの、販売が低調に推移しました。一方、アミューズメント用モニターは当第1四半期より販売を開始した新機種が好調に推移したこと等により、売上高は19,468百万円（前年同期比32.0%増）となり、営業利益は3,993百万円（同197.3%増）となりました。

欧州

欧州は、在庫調整の影響や景気の悪化による需要減により、コンピュータ用モニターの販売が低調に推移し、売上高は1,918百万円（前年同期比33.9%減）となりました。利益面については、のれんの償却費負担が減少したこと等により減収の落ち込みを補う結果となったことから、営業損失は前年同期並みの339百万円（前年同期は336百万円の営業損失）となりました。

北米

北米は、在庫調整の影響や景気の悪化による需要減により、コンピュータ用モニターの販売が低調に推移し、売上高は591百万円（前年同期比30.5%減）、営業利益は22百万円（同58.1%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、税引前・減価償却等前四半期純利益が3,625百万円（税金等調整前四半期純利益+減価償却費+のれん償却額）となり、運転資金の減少（売上債権、たな卸資産及び仕入債務の増減額）等により、営業活動で獲得したキャッシュは10,664百万円（前年同期は2,001百万円の使用）となりました。また、主に有価証券及び投資有価証券の取得、売却及び償還（純額）により、投資活動で獲得したキャッシュは1,209百万円（同30百万円の使用）となりました。この結果、営業活動で獲得したキャッシュに投資活動で獲得したキャッシュを加えたフリー・キャッシュ・フローは11,873百万円の獲

得（同2,031百万円の使用）となりました。

また、配当金の支払により、財務活動で使用したキャッシュは670百万円（同1,906百万円の使用）となりました。

この結果、前連結会計年度末に比べて現金及び現金同等物は11,246百万円増加（同3,841百万円の減少）し、当第1四半期連結会計期間末には21,134百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動で獲得したキャッシュは10,664百万円（前年同期は2,001百万円の使用）となりました。これは主に税引前・減価償却等前四半期純利益3,625百万円を計上したことに加え、運転資金が6,751百万円減少したことによります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動で獲得したキャッシュは1,209百万円（前年同期は30百万円の使用）となりました。これは主に有形及び無形固定資産の取得により176百万円を使用したもの、有価証券及び投資有価証券の取得、売却及び償還（純額）により1,377百万円を獲得したことによります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金670百万円を支払ったことにより、財務活動で使用したキャッシュは670百万円（前年同期は1,906百万円の使用）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は株主全体の利益を保護する観点から、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と十分な時間を提供することを目的として、株主の大量取得行為への対応方針を導入しております。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

ただ、当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

つきましては、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付（以下「大規模買付行為」といいます。）に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであり、大規模買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記③に記載しているものほか、以下の取組みを行っております。

当社は、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追及し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること、及び当社のステークホルダー（株主・取引先・社員・地域）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。

当社は昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、金融市場やアミューズメント市場、医

療・グラフィックス市場等の分野においてそれぞれの分野に適した製品を開発することで事業領域を拡大させてまいりました。平成19年2月には新たな事業領域としてATC（航空管制）市場に参入し、また、医療市場向け事業における当社の製品力・サービス力を飛躍的に向上させるため、モダリティ分野・手術室分野・内視鏡分野について十分なノウハウや技術を有する独Siemens AG社の医療市場向けモニター事業を、平成19年10月末にドイツ連邦共和国内の100%出資子会社EIZO GmbHを通じて譲受けました。また、産業用モニターという新たな分野への進出と成長機会を捉えるため、平成21年2月末に当社100%子会社EIZO Technologies GmbHを通じ、独eg-electronic社から産業用モニター、航空管制用モニター、及びモニター用コントローラーボード事業を譲受けました。今後もこれらの事業領域の成長に加え、当社の固有技術が發揮できる周辺事業を育成することにより、一層の企業価値向上に努めてまいります。

今後当社が一層成長し、企業価値を高めていくために必要とする主要な経営資源・施策は次のとおりであります。これらの経営資源は当社が永年培ってきたもので、競争力の源泉ですが、一層の進化・深化を平成21年度を初年度とする第三次中期経営計画（平成21年3月3日策定、3ヵ年計画）の遂行の中で実現し、会社をさらに強固にしていく考えです。

- イ. 顧客ニーズ及び品質と人間工学を徹底的に追求した最先端の製品を提供
- ロ. 機構設計、ASIC開発設計、画像処理等のハード技術、ファームウェア、システムソフトウェア等のソフト技術、環境適合や信頼性評価等の周辺技術の深化
- ハ. 各製品間で開発、調達、生産、販売、品質管理の全てにおいてシナジーをとった事業プラットフォームを形成
- ニ. 資材調達先や国内外の代理店等の販売先をはじめとする取引先との長期的パートナーシップによる安定的なビジネスの推進

株主還元につきましては、当社は従来から株主の皆様への利益の還元が経営上の重要課題のひとつと考えております。会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うことを行なうことを基本方針としてまいりました。今後も、事業拡大のための設備や研究開発投資等に必要となる内部資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案しながら株主の皆様へ利益の還元を行ってまいります。

株主への還元率（総還元性向）は、連結当期純利益の30%から40%を目指水準とし、それを達成すべく収益基盤の強化に努力してまいります。

上記取組みは、当社グループの価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、上記①で述べた会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成18年4月28日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定しました。

その後、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、平成19年6月21日開催の当社第40回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、原対応方針に代わる新たな当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決定し、本対応方針は当該当社第40回定時株主総会において原案どおり承認可決されました。本対応方針の概要は以下のとおりです。

「当社株式の大量取得行為への対応方針」（本対応方針）の概要

- イ. 本対応方針の内容
 - a. 意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に、大規模買付者の名称、住所、設立準備法、代表者の氏名、国内連絡先、及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出するものとします。
 - b. 必要情報の提供

当社は、a.の意向表明書を受領後10営業日以内に、提案された大規模買付行為の内容について当社株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要となる情報（以下「必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者は、同リストに基づいて必要情報を提出するものとします。
- ＜必要情報の一般例＞
 - ・大規模買付者及びそのグループの概要

- ・大規模買付行為の目的及び内容
- ・当社株式の取得対価の算定根拠及び取得に係る取引及び取得資本の裏付け
- ・当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画等
- ・当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員と当社との関係に関し、買付後に予定する変更の有無及びその内容
＊必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なります。

c. 必要情報の開示

大規模買付行為の提案があった事実、及びb.により提供された必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

d. 取締役会の評価期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、評価期間として、60日以内の必要な期間をとり、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。当該評価期間は評価の難易度に応じて設定しますが、後述ロ.c.に記載の独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を株主の皆様に提示することもあります。

e. 大規模買付行為の開始

大規模買付行為は、当社取締役会の評価期間経過後にのみ開始されるものとします。

ロ. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととします。但し、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。なお、当社取締役会は、このような方策を取ることの適否について、後述c.の独立委員会に必ず諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者などの助言を得ながら後述c.の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会決議をもって決定することといたします。対抗措置の具体的な内容は、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。なお、具体的な対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

c. 独立委員会について

本対応方針において、(i)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、(ii)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か、及び(iii)対抗措置を発動すべきか否か、の判断にあたっては、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会は、社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等の中から選任される計3名の独立委員で構成されます。

当社取締役会は上記(i)、(ii)、(iii)を判断するに際しては、独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものといたします。

ハ. 株主・投資家に与える影響等

a. 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、大規模買付者の動向にはご注意ください。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

対抗措置発動によって、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的に対抗措置を取ることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

④ 上記取組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

イ. 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

当社取締役会は、上記②の取組みが、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係に基づくものであり、企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであると考えます。その結果、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される大規模買付者が現れる危険性は低減し、基本方針に沿う結果となると考えます。また、上記②の取組みが当社の企業価値ひいては株主価値向上を目的とするものですから、当社の株主価値を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

ロ. 上記③の取組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記①で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

さらに本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることがありますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

また、本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動時などに取締役会に勧告を行う独立委員会の設置など、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。このことからも、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、1,229百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

(5) 流動性及び資金の源泉について

当社グループは研究開発体制の充実・強化、事業活動全体の業務改革の推進及び生産効率化や環境規制への対応を目的に設備投資を行っております。将来も必要な設備投資は積極的に実施する予定であり、これらの設備資金の需要が発生いたします。また、設備資金を除く当社の主な資金需要は、売上高増加に伴う運転資金や新製品の開発に係る研究開発費の増加、M&Aによる買収資金等であります。

当該資金需要については、営業活動で生み出されたキャッシュ・フローで賄える範囲であると考えております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備の状況に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	65,000,000
計	65,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成21年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成21年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,731,160	22,731,160	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	22,731,160	22,731,160	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	22,731,160	—	4,425	—	4,313

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 409,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 22,318,000	223,180	—
単元未満株式	普通株式 3,360	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	22,731,160	—	—
総株主の議決権	—	223,180	—

②【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
株式会社ナナオ	石川県白山市 下柏野町153番地	409,800	—	409,800	1.80
計	—	409,800	—	409,800	1.80

(注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は、409,884株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高（円）	1,641	1,830	1,931
最低（円）	1,540	1,544	1,763

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	12,734	3,488
受取手形及び売掛金	7,994	10,746
有価証券	9,199	8,497
商品及び製品	2,946	3,403
仕掛品	※1 2,699	2,330
原材料及び貯蔵品	6,465	10,582
その他	2,974	2,940
貸倒引当金	△187	△211
流动資産合計	44,827	41,777
固定資産		
有形固定資産	※2 10,673	※2 10,898
無形固定資産		
のれん	1,751	1,727
その他	704	772
無形固定資産合計	2,455	2,499
投資その他の資産		
投資有価証券	10,136	8,782
その他	1,958	2,091
貸倒引当金	△429	△429
投資その他の資産合計	11,665	10,444
固定資産合計	24,795	23,843
資産合計	69,622	65,620
負債の部		
流动負債		
買掛金	7,071	7,369
未払法人税等	1,109	395
賞与引当金	510	1,084
役員賞与引当金	17	—
ソフトウェア受注損失引当金	※1 212	105
製品保証引当金	991	1,046
その他	3,145	1,852
流动負債合計	13,058	11,853
固定負債		
退職給付引当金	1,973	1,954
役員退職慰労引当金	105	105
リサイクル費用引当金	992	962
その他	404	56
固定負債合計	3,475	3,078
負債合計	16,533	14,931

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年3月31日)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,425	4,425
資本剰余金	4,313	4,313
利益剰余金	43,864	42,484
自己株式	△998	△998
株主資本合計	51,605	50,224
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,659	1,806
為替換算調整勘定	△1,175	△1,342
評価・換算差額等合計	1,483	464
純資産合計	53,088	50,689
負債純資産合計	69,622	65,620

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	16,719	21,017
売上原価	12,577	14,784
売上総利益	4,142	6,232
販売費及び一般管理費	※ 3,742	※ 3,260
営業利益	400	2,972
営業外収益		
受取利息	23	13
受取配当金	95	110
為替差益	111	62
その他	10	34
営業外収益合計	241	221
営業外費用		
売上割引	12	15
その他	0	8
営業外費用合計	13	24
経常利益	629	3,169
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	23
特別利益合計	—	23
特別損失		
固定資産除却損	2	42
特別損失合計	2	42
税金等調整前四半期純利益	626	3,150
法人税、住民税及び事業税	66	1,031
法人税等調整額	382	68
法人税等合計	448	1,100
四半期純利益	178	2,050

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	626	3,150
減価償却費	508	425
のれん償却額	118	49
引当金の増減額（△は減少）	△706	△493
売上債権の増減額（△は増加）	△1,659	2,790
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,547	4,273
仕入債務の増減額（△は減少）	2,145	△312
その他	558	937
小計	44	10,820
利息及び配当金の受取額	118	123
法人税等の支払額	△2,163	△280
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,001	10,664
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△332	△176
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△999	△1,019
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	1,298	2,396
その他	2	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30	1,209
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△996	—
配当金の支払額	△909	△670
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,906	△670
現金及び現金同等物に係る換算差額	96	43
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,841	11,246
現金及び現金同等物の期首残高	13,108	9,887
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 9,266	※ 21,134

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)</p>
会計処理基準に関する事項の変更	<p>受注制作のソフトウェアに係る収益計上基準の変更</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手したソフトウェア受注制作請負契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア受注制作請負契約については進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のソフトウェア受注制作請負契約については完成基準を適用しております。</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、進行基準を適用すべき契約はなく、全て完成基準を適用しているため、当該変更による損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)</p>
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。
たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 損失が見込まれる受注制作ソフトウェアに係るたな 卸資産とソフトウェア受注損失引当金は、相殺せずに 両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれる受注制作ソフトウェアに係 るたな卸資産のうち、ソフトウェア受注損失引当金に 対応する額は仕掛品212百万円であります。</p>	
<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額は、12,307百万円で あります。</p>	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額は、12,072百万円で あります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。
給与、賞与及び諸手当 813百万円	給与、賞与及び諸手当 755百万円
賞与引当金繰入額 125	賞与引当金繰入額 125
研究開発費 1,106	研究開発費 1,132

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 6,266百万円	現金及び預金勘定 12,734百万円
有価証券 3,000	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △100
現金及び現金同等物 9,266	有価証券 8,500
	現金及び現金同等物 21,134

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当第1四半期連結会計期間末 株式数（株）
発行済株式	
普通株式	22,731,160
自己株式	
普通株式	409,884

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月25日 取締役会	普通株式	669百万円	30円	平成21年3月31日	平成21年6月5日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売を主たる事業としており、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計に占める当該事業の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を行っておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	14,753	2,900	850	18,504	△1,784	16,719
営業利益 (△は損失)	1,343	△336	54	1,061	△661	400

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	19,468	1,918	591	21,978	△960	21,017
営業利益 (△は損失)	3,993	△339	22	3,677	△704	2,972

(注) 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 欧州：ドイツ、スイス、スウェーデン
- (2) 北米：アメリカ合衆国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	欧州	北米	その他	計
I 海外売上高（百万円）	6,279	820	667	7,767
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	16,719
III 連結売上高に占める海外売上高 の割合 (%)	37.6	4.9	4.0	46.5

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	欧州	北米	その他	計
I 海外売上高（百万円）	3,900	593	461	4,955
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	21,017
III 連結売上高に占める海外売上高 の割合 (%)	18.6	2.8	2.2	23.6

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 欧州……ドイツ、イギリス、スイス、スウェーデン等
- (2) 北米……アメリカ合衆国、カナダ
- (3) その他…香港、台湾、シンガポール、大韓民国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

有価証券は事業の運営における重要性が低いため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 株当たり純資産額	2,378円39銭

2. 1 株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	7円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
四半期純利益金額（百万円）	178	2,050
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	178	2,050
普通株式の期中平均株式数（千株）	22,565	22,321

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間における当該リース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないので、記載しておりません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成21年5月25日開催の取締役会において、剰余金の配当（期末）に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 剰余金の配当（期末）による配当の総額 669百万円

(2) 1 株当たりの金額 30円

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成21年6月5日

(注) 平成21年3月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月6日

株式会社ナナオ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 吉田 修己 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 上坂 健司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナナオの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナナオ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月6日

株式会社ナナオ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

吉田 修己

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

上坂 健司

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナナオの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナナオ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。